

平成 30 年度島根県公営企業会計

決算審査意見書

(概 要 版)

令和元年 9 月

島根県監査委員

平成30年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

第1 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成30年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計（中央病院・こころの医療センター）

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

第2 審査の方法

審査にあたっては、事業の運営が地方公営企業法第3条の趣旨に従って行われているかどうか、決算書等が地方公営企業法等の会計基準に基づき適正に処理されているか、これら決算書等と関係諸帳簿及び証拠書類とを調査・照合するとともに、病院局及び企業局から説明を受け、併せて定期監査及び毎月実施してきた現金出納検査の結果をも考慮して慎重に審査を行った。

また、各事業会計について経営が効率的に行われているかどうか、経営分析を併せて実施した。

なお、病院事業会計については、平成27年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見への措置状況を昨年度に引続いて聞き取り、その後の改善状況を確認した。

第3 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

第4 審査意見

I 病院局

1 病院事業会計

病院事業は、県立病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より迅速で柔軟な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、その運営を病院事業管理者の権限と責任において実施している。

これまで、医師を始め医療従事者の確保に向けた処遇改善や職場環境の改善、並びに病院機能の充実のため機動的な設備投資を行うなど直面する課題に対し柔軟な対応を行っている。

さらに、地域医療構想を踏まえて中期的な視点から県立病院が今後進むべき方向性を明確にするために、平成28年10月に「新公立病院改革プラン（計画期間：平成28年度～平成32年度）」（以下「改革プラン」という。）を策定した。

中央病院及びこころの医療センターの両病院においては、県立病院としての役割を果たすため、この改革プランに基づいて、将来的な医療需要に対応した質の高い医療の提供とそれを継続するための安定した経営の両立を図っていく必要がある。

(1) 中央病院

ア 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能を有するほか、地域医療への支援など県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

平成29年には、山陰両県で初の高度救命救急センターに指定され、急性期病院としての更なる機能の充実が図られた。

イ 経営の状況

平成30年度の損益の状況をみると、総収益は182億59百万円余で、前年度に比べ1億24百万円余、0.7%の減、総費用は192億38百万円余で、前年度に比べ2億71百万円余、1.4%の増となった。

このことにより、平成30年度は9億78百万円余の純損失となり、平成30年度末の未処理欠損金は207億70百万円余となった。

また、資本的収入額が建設改良費等の資本的支出額に対して不足する額8億32百万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

その結果、現金預金残高は32億38百万円余で、前年度に比べ4億8百万円余、11.2%の減となり、5年連続減少している。

なお、延べ患者数は前年度に比べて入院患者数が4.8%の減、外来患者数は2.2%の減と、それぞれ減少している。

ウ 審査意見

病院全事業の項で述べる意見や次の点に留意して、県立病院としての医療機能の充実と質の高い医療の提供に取り組むとともに、安定的な経営に努められたい。

(ア) 医療従事者の確保・定着

a 医師の確保について

中央病院が担う高度な医療機能を維持し、県民に適切な医療を提供していくためには、医療従事者の確保・定着が重要であるが、医療従事者の確保は依然として厳しい状況にある。

特に医師については、病院の努力にもかかわらず、特定の診療科においては十分に確保できていない状況が慢性的に続いている。

このような中で、(一社)しまね地域医療支援センター(以下「地域医療支援センター」という。)が主体となって開催した県外医学生向けのガイダンスへの参加など、若手医師の確保・定着に向けた積極的な取り組みを進めている。

また、医師事務作業補助者の配置による医師の事務負担の軽減などの勤務環境の改善にも努めている。

さらに、病院と島根大学医学部附属病院、県健康福祉部による意見交換会を開催し、医師の確保等について意見交換を行っている。

このような取り組みにより、近年、初期臨床研修医のマッチングでの充足率が向上しているものの、依然として厳しい状況に変わりはない。

については、知事部局と一体となって関係大学や地域医療支援センターとの連携を一層深めるなどにより、引き続き医師の確保に努められたい。

(2) こころの医療センター

ア 病院の概要

こころの医療センターは、県の精神医療の基幹的病院として精神科救急・急性期医療や児童・思春期の専門的な精神疾患治療を行うとともに、地域と連携して早期の社会復帰、生活支援などの取り組みを行っている。

また、病院敷地内には出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校が併設され、医療と教育が連携した入院児童・生徒への支援に取り組んでいる。

平成29年には、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による指定入院医療機関(以下「指定入院医療機関」という。)の指定を受け、入院患者に対して、社会復帰を促進するための手厚く先進的な医療を提供している。

イ 経営の状況

平成30年度の損益の状況をみると、総収益は25億38百万円余で、前年度に比べ1億55百万円余、6.5%の増、総費用は24億81百万円余で、前年度に比べ15百万円余、0.6%の増となった。

このことにより、平成30年度は、56百万円余の純利益となり、平成30年度末の未処理欠損金は41億99百万円余となった。

また、資本的収入額が建設改良費等の資本的支出額に対して不足する額16百万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

その結果、現金預金残高は12億20百万円余となり、前年度に比べ3百万円余、0.2%の減となっている。

なお、延べ患者数は前年度に比べて入院患者数が4.2%の増、外来患者数は0.2%の増と、それぞれ増加している。

ウ 審査意見

こうした状況を踏まえ、病院全事業の項で述べる意見に留意して事業に取り組まれない。

(3) 病院全事業

ア 審査意見

(ア) 着実な経営改善の推進について

中央病院においては、患者数が入院・外来とも近年減少傾向にあり、内部留保資金も平成24年度をピークに減少し続け、厳しい経営状況にある。

また、こころの医療センターにおいては、指定入院医療機関として通年で入院医療を行ったことにより、昨年度に比較して経営改善が図られたところであるが、一般の精神科医療も含めた病院全体の経営状況は、今後も注視していく必要がある。

改革プランでは、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築に向けて、中央病院及びこころの医療センターの県立病院としての役割を明確にしておき、両病院においては、収益確保や費用節減のために、この改革プランに盛り込まれた具体的な対策を実施している。

しかしながら、特に中央病院においては、改革プランに定める「経営改善に係る数値目標」に対し実績が大きく下回っている。

このような状況の中、中央病院においては、平成31年3月に「中央病院経営改善計画」を策定し、職員が一体となって取組みを進めているが、この計画においても内部留保資金の減少傾向が続くことから、計画の適切な進捗管理と不断の見直しが必要である。

さらに、今後も、人口減少や少子高齢化による医療需要の変化が見込まれることから、中長期的な病院経営のあり方についても検討し、持続可能な自治体病院経営を目指す必要がある。

については、知事部局と連携した取組みにより県立病院としての機能を確保しながら、一層の経営改善に努められたい。

(イ) 県立病院に対する県民理解の促進について

県立病院においては、県全域を対象に高度・特殊・専門医療を提供する医療機関として診療機能を充実させるための様々な取組みや、へき地や離島等の公的医療機関への代診医師の派遣などを通して地域における医療の確保のために必要な支援を行っている。

また、大規模災害の被災地へ医療チームを派遣するなどしている。

こうした県立病院の果たしてきている公的な役割や医療機能については、これまでもさまざまな媒体を用いて情報発信し、また、中央病院においては、新たに広報室を設置してその強化を図っているところである。両病院においては、引き続き広く県民の理解が得られるよう戦略的な取組みを推進していくことが重要である。

については、県立病院が、県の政策医療を担う重要な基幹的病院であるという認識を多くの県民が共有し、県立病院としての存在意義について、一層の理解が促進されるよう効果的な情報発信に努められたい。

(ウ) 医療費の個人負担未収金への対応について

両病院においては、医事業務委託業者との連携等により医療費の個人負担未収金の発生の抑制と回収に積極的に取り組んでいる。

この未収金に係る適切な債権管理については、これまでも意見を述べているが、病院局では、職員による居所訪問の範囲拡大や滞納未収金収納業務の法律事務所への一部委託など、効果的な債権回収に向けた取組みを進めた結果、平成30年度末には個人負担未収金のうち、発生から1年以上経過したものは1億12百万円余となり、11年連続して減少した。

については、今後とも多様化する未納者の実態に応じた対策を講じ、医療費の個人負担未収金の縮減に向けて引き続き取り組まれたい。

(エ) 消費税率引上げへの対応について

病院は薬品や診療材料、医療機器等の購入に際し、消費税が課税されるが、診療報酬は非課税扱いとされているため、納税額の計算にあたって控除できなかった仮払消費税及び地方消費税に係る金額は、実質的に病院の負担となっている。

平成26年4月の消費税率の8%への引上げに際しても、国は、負担増分は診療報酬改定において措置済みとしたが、実際の病院の負担額に比べ極めて不十分な

ものとなっている。

本年10月の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきを是正することとなっているが、診療報酬改定の状況については、今後注視していく必要がある。

については、今後とも、全国自治体病院開設者協議会等関係団体と連携して、国への要望活動に取り組まれない。

II 企業局

1 電気事業会計

(1) 事業の概要

電気事業は、水力発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業の3事業を行っている。

水力発電事業は、三成発電所外12発電所、最大出力合計27,050kWで運転を行っている。（平成30年度末現在）

風力発電事業は、隠岐大峯山風力発電所及び江津高野山風力発電所の2発電所において最大出力合計21,900kWで運転を行っている。

太陽光発電事業は、江津浄水場太陽光発電所外3発電所において最大出力6,920kWで運転を行っている。

平成30年度に企業局が供給した電力量は110,312MWhで島根県全体の電力需要量5,370,636MWhの2.05%に相当する。内訳（構成比）は、水力発電70,331MWh（63.8%）、風力発電事業30,890MWh（28.0%）、太陽光発電事業9,091MWh（8.2%）となっており、いずれも中国電力株式会社に供給している。

(2) 経営の状況

平成30年度の損益の状況をみると、総収益は21億71百万円余で、前年度に比べ7億59百万円余、25.9%の減、総費用は20億91百万円余で、前年度に比べ1億28百万円余、5.8%の減となった。

このことにより、平成30年度は79百万円余の純利益となり、平成30年度末の当年度末処分利益剰余金は79百万円余となった。

また、資本的収入額が建設改良費等の資本的支出額に不足する額7億13百万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

企業局はFIT制度を活用して、平成26年度以降老朽化した水力発電所のリニューアル工事を実施しているが、平成30年度の電力料収入が平成29年度と比較して大きく減少した理由は、出力が比較的大きい三隅川発電所、八戸川第一発電所1号機が平成30年度中にリニューアル工事に入り、運転を停止したためである。

(3) 審査意見

経営の安定を第一義とし、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

ア 水力発電施設の更新について

企業局では、八戸川第一発電所1号機、三隅川発電所、飯梨川第一発電所のリニューアルを実施しており、令和2年度以降の完成、運転再開を目指している。

なお、三成発電所は平成30年度にリニューアル工事が完成し、平成31年4月2日

からFITの適用による運転を行っている。

また、小水力発電所についても、田井発電所、山佐発電所及び大長見発電所の建設工事を進めており、令和元年度中の完成、運転開始を予定している。

これらの工事に伴い多額の資金需要が発生し、また、工事期間中の発電所停止に伴い電力料収入の減少が見込まれるが、リニューアル工事完了後は、FITの適用による電力料収入の増により、経営計画で想定される収益が確保できる見通しである。

については、工程管理を着実にいき、運転停止する期間の短縮に努め、計画的な工事の進捗に留意されたい。

イ 風力発電の安定的な運用について

風力発電については、平成16年2月から隠岐大峯山風力発電所、平成21年2月から江津高野山風力発電所の営業運転を行っている。

営業運転開始からそれぞれ15年及び10年が経過し、この間に最適な運用に向け、さまざまな取組みが行われてきた結果、隠岐大峯山風力発電所については、予備品の確保、定期点検や故障復旧の業務委託、故障対応の迅速化等により、稼働率は向上したものの、風況が悪く、利用率は前年度実績を下回った。

また、江津高野山風力発電所については、平成26年度以降行ってきた専門業者の常駐化、予備部品の備え付け、風車制御システムの改良などの成果により、故障停止時間が縮減され、平成30年度は稼働率は向上したが、風況が悪く、利用率は前年度実績を下回った。

については、今後もより一層の安定稼働に留意されたい。

(注) ・稼働率

発電設備が動いていた時間の割合

この割合が高いほど、故障等による停止が少ないことになる。

・利用率

発電所が実際に発電した量が、仮にフル稼働していた際の発電量の何パーセントであるのかを示す数値

この割合が高いほど、その設備を有効利用できていることになる。

2 工業用水道事業会計

(1) 事業の概要

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道事業と江の川工業用水道事業の2事業を行っている。

飯梨川工業用水道事業は最大日量34,000 m^3 の給水能力を有し、県東部の28企業(29事業所)に給水を行った。給水能力に対する契約水量(基本使用水量)の割合である契約率は前年度から0.2ポイント下落し58.6%となった。

江の川工業用水道事業は最大日量15,000m³の給水能力を有し、江津地域拠点工業団地に進出した3事業所に対し給水を行った。原水の契約水量（全体の約60.0%）を含む契約率は前年度から1.3ポイント上昇し54.7%となった。

(2) 経営の状況

平成30年度の損益の状況をみると、総収益は2億1百万円余で、前年度に比べて85万円余、0.4%の増、総費用は1億88百万円余で、前年度に比べ22百万円余、13.7%の増となった。

このことにより、平成30年度は13百万円余の純利益となり、平成30年度末の未処理欠損金は13億26百万円余となった。

また、資本的収入額が建設改良費等の資本的支出額に対して不足する額51百万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

施設別の状況は、飯梨川工業用水道事業が42百万円余の純利益となり、江の川工業用水道事業は、29百万円余の純損失となった。

工業用水道については、産業構造の変化、水利用の合理化等によって、大幅な水需要の増加は見込めない中で、大規模な修繕や設備の更新により資金需要の増加が予想される。

こうした現状を踏まえ、長期的な視点をもって水需要に対する施設・設備規模の適正化や老朽化の進行状況の確認と対策、更なる経営の効率化を推進する必要がある。

(3) 審査意見

持続可能で安定した給水を行う上で企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

ア 飯梨川工業用水道事業について

飯梨川工業用水道事業は昭和44年の給水開始から50年が経過し、管路の法定耐用年数である40年を超え、今後大規模な施設の更新時期を迎えることとなる。

については、平成30年3月に策定された「施設管理基本計画」に基づき、アセットマネジメント（資産管理）の確実な実践により、更新費用及び維持管理費の低減と適正なダウンサイジングを進め、事業の安定的な運営を図りたい。

（注）アセットマネジメント

施設・設備の状態・健全度を適切に診断・評価したうえで、財政収支見通しを踏まえた中長期の維持管理や更新を検討することにより、効率的かつ効果的に資産を管理運営すること

（島根県企業局経営計画（平成28年3月 島根県企業局）より）

イ 江の川工業用水道事業について

江の川工業用水道事業については、今後策定される「施設管理基本計画」において、適切な維持管理による長寿命化を図りつつ、必要に応じた施設の修繕改良を進

め、将来に亘り事業の安定的な運営が図られるよう、留意されたい。

3 水道事業会計

(1) 事業の概要

水道事業は、島根県水道用水供給事業（飯梨川水道事業、斐伊川水道事業）と江の川水道用水供給事業の2事業を行っている。

飯梨川水道事業は、最大日量52,000^mの配水能力（送水する能力）を有し、松江市、安来市に送水を行い、施設利用率（配水能力に対する1日平均配水量の割合）は58.4%であった。

斐伊川水道事業は、最大日量35,400^mの配水能力を有し、松江市、出雲市、雲南市、斐川宍道水道企業団に送水を行い、施設利用率は69.1%であった。

江の川水道事業は、最大日量27,000^mの配水能力を有し、大田市、江津市に送水を行い、施設利用率は42.2%であった。

(2) 経営の状況

平成30年度の損益の状況をみると、総収益は19億53百万円余で、前年度に比べ16百万円余、0.8%の減、総費用は19億18百万円余で、前年度に比べ63百万円余、3.4%の増となった。

このことにより、平成30年度は35百万円余の純利益となり、平成30年度末の未処理欠損金は4億63百万円余となった。

また、資本的収入額が企業債償還金等の資本的支出額に対して不足する額8億22百万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしている。

施設別の状況は、島根県水道用水供給事業のうち飯梨川水道事業は、前年度に比べて総収益、総費用ともに減少し、9百万円余の純損失となった。

また、斐伊川水道事業は、前年度に比べて総収益が減少し、総費用が増加したため、21百万円余の純損失となった。その結果、島根県水道用水供給事業としては31百万円余の純損失となった。

江の川水道用水供給事業は、66百万円余の純利益となった。

水道事業については、県人口の減少や節水型機器の普及、節水意識の高まり等により、今後も水需要の伸びが期待できない状況にあり、他方で老朽化が進んでいる施設もあり、大規模な修繕や設備の更新の必要も見込まれることから、今後の収支の悪化が予想されるところである。

(3) 審査意見

将来にわたって安定的に事業を行う上で企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意する必要がある。

ア 適切な水需要予測に基づく水道施設の長寿命化について

安全で良質な水道用水を安定、かつ経済的に住民に供給していくためには、将来の水需要に対応した適正な施設規模であることが望まれる。

については、受水団体と密に情報共有を行い、適正な水需要を把握するとともに、規模の適正化を図られたい。

具体的には、島根県水道用水供給事業（飯梨川水道）については、平成31年4月に策定された「施設管理基本計画」を事業に反映させ、計画的に施設等の更新を進められたい。

また、江の川水道事業については、令和元年度中に「施設管理基本計画」の策定が予定されていることから、今後、施設、設備等の大規模修繕・更新・耐震化の事業を計画的に進められたい。

さらに、島根県水道用水供給事業（斐伊川水道）についても、施設設備の更新や長寿命化に向けた調査、検討を進め、事業の安定的な運営に留意されたい。

4 宅地造成事業会計

(1) 事業の概要

宅地造成事業は、江島工業団地及び江津地域拠点工業団地の2事業を行っている。平成30年度は、江津地域工業団地において、新たに3区画13,011.65㎡の分譲があり、造成済面積に対する分譲率は86.2%となった。江島拠点工業団地は、2区画8,338.72㎡の分譲があり完売となった。

(2) 経営の状況

平成30年度の損益の状況をみると、総収益は2億42百万円余で、前年度に比べ53百万円余、28.5%の増、総費用は2億1百万円余で、前年度に比べ7百万円余、3.7%の増となった。

このことにより、平成30年度は41百万円余の純利益となり、平成30年度末の未処分利益剰余金は27百万円余となった。

また、資本的収入額が土地造成費の資本的支出額に対して不足する額34百万円余は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしている。

(3) 審査意見

企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

ア 企業誘致の促進について

江島工業団地については、平成30年度中に完売となったことから、事業精算に向けた準備を進められたい。

江津地域拠点工業団地については、第二期造成に着手されたところであるが、平成31年3月の県道浅利渡津線の開通、福光・浅利道路の事業化により将来の利便性

が向上することも鑑み、関係部局・団体等と連携を緊密にとり、企業誘致の促進に資するよう着実な進捗に努められたい。

5 企業局全事業

(1) 審査意見

ア 経営計画の確実な取組みについて

公営企業は、提供するサービス等の対価である料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則として、住民生活に身近な社会資本の整備と必要なサービスを提供する役割を果たし、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進が図られるよう求められている。

一方、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつある。企業局にあっては経営環境の変化に適切に対応していく必要がある。

については、平成28年3月に策定された島根県企業局経営計画（計画期間：平成28年度～平成37年度）に基づき、目標の達成状況や取組みの進捗状況を検証・評価しながら着実な計画の実施に努められたい。

イ 県民等への情報提供と理解促進を図る取組みについて

現在、企業局では、事業への理解促進のため、森づくり事業、風力発電所や浄水場などへの見学者の受入れ、学校授業などに出向いて解説する出前講座、地元中高生のインターンシップの受け入れ、ペットボトル入り水道水やダムカードなどPRグッズの作成配布など、様々な活動を実施している。

については、企業局の各事業について、施設及び経営に関する現状と中長期的な課題等を広く県民、関係自治体及び企業等に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、課題を共有し、正しい理解が得られるよう一層努められたい。

また、企業局が管理するダム施設等の観光資源としての活用など、地域振興への貢献にも配慮されたい。

平成30年度島根県公営企業会計決算審査意見書

令和元年9月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651 FAX (0852) 22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp